

## 鶴見大学寄附講座及び寄附研究部門規程

平成 22 年 10 月 1 日

制定

(目的)

第 1 条 この規程は、鶴見大学及び鶴見大学短期大学部（以下「本学」という。）における寄附講座及び寄附研究部門の設置及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義を次のとおり定める。

(1) 寄附講座等とは、個人又は法人若しくは団体からの寄附金に基づき設置及び運営される寄附講座及び寄附研究部門をいう。

(2) 寄附講座等教員とは、寄附講座等に所属する教員をいう。

(設置及び運営の原則)

第 3 条 寄附講座等は、本学における教育・研究の進展及び充実を図り、学術に関する社会的要請に応えるとともに、教育・研究体制の多様化及び国際化の進展に資することを目的とし、設置及び運営に当たっては、本学の主体性が十分に確保されるよう配慮することを原則とする。

(名称)

第 4 条 寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 寄附講座等の名称について、寄附者から依頼があった場合には、寄附者が明らかとなるような字句を付することができる。

(設置の申請)

第 5 条 寄附講座等の設置に係る経費を寄附しようとする者（以下「寄附申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を学長に提出するものとする。

(1) 寄附講座等設置申込書（別紙様式第 1 号）

(2) 寄附講座等の概要（別紙様式第 2 号）

(3) 寄附講座等教員の履歴書（別紙様式第 3 号）及び就任承諾書（別紙様式第 4 号）

(設置の決定)

第 6 条 学長は、前条の申請について、当該寄附講座等の設置が本学の教育研究の進展及び充実には有益であると認めるときは、教授会等の機関に諮り、理事長の承認を得て設置を決定するものとする。

(設置内容の変更)

第 7 条 寄附申請者は、寄附講座等の設置内容の変更をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を学長に提出するものとする。

(1) 寄附講座等設置内容変更願（別紙様式第 5 号）

(2) 寄附講座等教員の変更願（別紙様式第 6 号）

(設置内容の変更の決定)

第8条 学長は、前条の願出について教授会等の機関に諮り、理事長の承認を得てその設置内容の変更を決定することができる。

(存続期間)

第9条 寄附講座等の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。

2 寄附講座等の存続期間は、更新することができる。更新の手続きは、第5条を準用する。

(寄附講座等の構成)

第10条 寄附講座等は、少なくとも教授又は准教授に相当する者1名及び講師又は助教に相当する者1名をもって構成するものとする。

2 寄附講座等教員は、原則として本学の教員以外の者をもって充てる。ただし、学長が特別の事情があると認めるときは、教授会等の機関に諮り、本学教員が寄附講座等教員を兼ねることができる。

3 本学教員が、寄附講座等教員を兼ねる場合の職名は、原則として本務の職位とする。ただし、学長が特別の事情があると認めるときは、教授会等の機関に諮り、本学教員の職位とは別の職名を与えることができる。

4 本学教員以外の寄附講座等教員は、鶴見大学寄附講座等教員に関する規程第2条に定める寄附講座教授、寄附講座准教授、寄附講座講師及び寄附講座助教と称することができるものとする。

5 寄附講座等教員の任期は、原則として当該寄附講座等の設置期間内とする。ただし、任用契約は、1年ごとの更新とする。

(寄附講座等の教員の任命)

第11条 本学教員が寄附講座等教員を兼ねる場合は、各学部等教授会で審議し、学長を経て理事長が任命する。

(寄附講座等教員の職務)

第12条 寄附講座等教員は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、その教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができるものとする。

(寄附金の受入れ)

第13条 寄附金は、継続して受け入れることが確実であるときは、年度ごとに必要な経費を受け入れることを原則とする。ただし、その存続期間に係る総額を一括して受け入れることがある。

(経費等)

第14条 寄附講座等に係る経費は、寄附講座等教員の人件費、教育研究経費、設備関係費、その他運営に必要な経費をいい、当該寄附講座等の寄附金から支出する。

2 寄附講座等の収支状況については、当該年度の実績を翌年4月末日までに学長へ報告するものとする。

3 寄附講座等終了後、寄附金により購入した施設設備等は、本学に帰属するものとする。

(実績及び成果の報告等)

第 15 条 寄附講座等教員は、毎年度末までに当該年度の実績を取りまとめ、学長に報告するものとする。

2 存続期間が終了したときは、寄附講座等教員は、その教育研究の成果を取りまとめ、学長に報告するとともに公表するものとする。

(特許等の取扱い)

第 16 条 寄附講座教員等の発明に係る特許等の取扱いについては、鶴見大学発明規程の定めるところによる。

(雑則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、寄附講座等の設置及び運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

別紙様式第 1 号

別紙様式第 2 号

別紙様式第 3 号

別紙様式第 4 号

別紙様式第 5 号

別紙様式第 6 号